

認知症高齢者等あんしん登録

行方不明になるおそれのある、認知症高齢者や障がい者（児童を含む）の情報を市に登録します。
行方不明のときには、登録情報をもとに、警察の捜索活動に協力します。



高齢者等が行方不明になった

家族が、警察署に『捜索願』を提出



相談



警察署
捜索

連携

伊万里市
登録された情報
をもとに協力



早期発見・安全確保

Q：登録できる人は？

伊万里市民で、外出先で行方不明になるおそれがある人

- ▶ 認知症高齢者（若年性認知症を発症した人も含む）
- ▶ 知的障がい（児）、精神障がい（児）（発達障がいの人を含む）またはその疑いがある人

※ただし施設に入所または医療機関に入院している人は登録できません。

認知症高齢者等損害保険加入

認知症高齢者や障がい者（児）が、法律上の損害賠償責任を負う場合に備える保険です。
※保険料は全額市が負担します。

Q1：加入できる人は？

次のいずれかに該当し、かつ①～③全てに該当する人

- ▶ 認知症高齢者で「日常生活自立度」がⅡ a以上相当である人
- ▶ 療育手帳を持っている人
- ▶ 精神障がい者保健福祉手帳を持っている人
※ただし、障がいの状態が一定の条件を満たしている場合に限る

- ① 認知症高齢者等あんしん登録事業に登録している人
- ② 市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がない人
- ③ 同種の保険に加入していない人

Q2：どのような時に 保険が適用されるの？

- ▶ 日常生活で他人のものを壊してしまった
- ▶ 線路内に立ち入り鉄道会社に遅延損害を与えた など

提出先・問合せ

■ 認知症高齢者について

長寿社会課 高齢福祉・介護認定係

☎ 23-2162

地域包括支援センター

☎ 23-2155

■ 障がい者について

福祉課 障がい福祉係

☎ 23-2156